

新型コロナウイルス感染症の対応について

以下のケースに該当する場合は、登校を控え、担任(専攻科においてはコース長)または教務係に連絡し、欠席情報登録フォームより欠席登録を行い、後日、健康管理表を教務係に提出してください。
(※寮生は、状況に応じて、文中の同居家族等を同室者、住居を寮室に適宜読み換えてください。)

1. 風邪の症状による場合

学生は、原則、欠席扱いとしない。

医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合、もしくは国が承認した、医療用または一般用医薬品の抗原定性検査キット(以下「抗原定性検査キット」という。)を使用し、検査結果が陰性であった場合は、登校することができる。

2. 医療機関等のウイルス検査を受ける場合、抗原定性検査キットを使用し検査を行う場合

ア) 検査で陽性の場合

学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止とする。

次の両方の条件を満たしたときに、登校することができる。

- ① 発症日を0日目として7日間が経過している
- ② 症状が軽快後、24時間経過している

イ) 検査で陰性の場合

学生は、登校することができる。陰性確定日以降に欠席した場合は欠席扱いとなる。

3. 同居家族等に発熱等の症状がある場合

学生は、家族等の症状がなくなるまで欠席扱いとしない。

ただし、家族等が医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の診断をされた場合、もしくは抗原定性検査キットを使用し、検査結果が陰性であった場合は、登校することができる。

4. 同居家族等が感染し濃厚接触者となった場合

学生は、原則、感染した同居家族等の発症日(無症状の場合は検体を採取した日)もしくは住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間を公欠とする。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、登校することができる。

※ 補足

ア) 寮生については帰省・帰寮について別途指示をする場合がある。

イ) 学校からの依頼により帰省し、帰寮予定日に帰寮できない正当な理由がある場合は、帰寮日まで欠席扱いとしない。

ウ) その他、対応について疑義が生じた場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議の上、対応を決定する。